

子ども・子育て支援新制度を よく知るためのQ&A



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすく
ジャパン!

制度をよく知るためのQ&A I



新制度で待機児童は解消されるのですか？



大田区では、平成23年度から平成25年度の「大田区保育サービス基盤拡充のための3か年プラン」で、1,320人の定員拡充を実現しました。更なる保育基盤の拡充と共に、「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行を図るため、平成27年4月までに保育サービス定員620名の定員拡充を目標とする「大田区緊急加速化プラン」を策定し、待機児童の解消に努めています。

制度をよく知るためのQ&A II



新制度での幼稚園や保育所の入園手続きは、従来の申込み方法から変更はありますか？



これまでの制度と、手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園の利用を希望する子どもの保護者も含めて「認定」を受けることや、保育所などを希望する場合には、必要に応じて区による利用の調整や地域型保育事業へのあっせんが受けられるなど、従来の手続きとは異なる点があります。詳しくは、入園の手続きの際にご案内します。

制度をよく知るためのQ&A Ⅲ



幼稚園の利用を希望する場合でも、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？



幼稚園は3歳以上の子どもは誰でも利用できますが、新制度のもとでは保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただくこととなります。ただし、認定にあたって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。

制度をよく知るためのQ&A IV



新制度によって、保育料はどのようなになるのでしょうか？

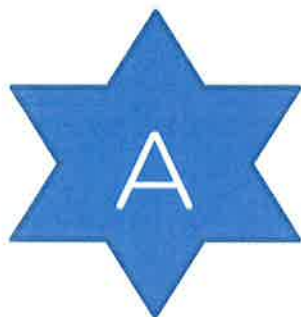


現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、区が定めます。
また、幼稚園や地域型保育事業者に支払う保育料も、保護者の所得に応じて区が定める負担額となるしくみになります。
また、各施設において、実費負担や質の向上に対する上乘せ利用料が生じる場合があります。

制度をよく知るためのQ&A V



現在、認可外保育所に子どもを預けていますが、こうした認可外施設は新制度ではどうなるのでしょうか？



新制度に移行しない認可外施設は、今までと同じ手続きでの利用となります。
保育の質を確保しながら、量を拡充していくため、認可外施設が認可施設や地域型保育事業に移行を目指す場合には、区として支援していきます。

制度をよく知るためのQ&A VI



家で育児をしています。新制度の支援は受けられないのでしょうか？



新制度はすべての子育て家庭を支援するしくみなので、フルタイムの共働き家庭以外でも支援を受けられます。例えば、急な用事の際に利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育て相談や親子の交流が図れる「地域子育て支援拠点」などを増やしていきます。

制度をよく知るためのQ&A VII



認定こども園には、どのようなメリットがありますか？



認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを合わせ持っています。また、保護者の就労の有無のかかわらず利用でき、就労状況が変化したときでも、通い慣れた園を継続して利用できるという利点があります。

制度をよく知るためのQ&A VIII



新制度になると現在の幼稚園や保育所はなくなってしまうのでしょうか？



現在の幼稚園や保育所は、そのまま新制度に移行することが選択できます。
新制度に移行しない幼稚園は、現在と同じ手続きで利用ができます。
認定こども園に移行するかどうかは、幼稚園や保育所の事業者が、決めることとなります。

制度をよく知るためのQ&A IX



幼稚園の預かり保育を利用していますが、
今後は利用できなくなってしまうのでしょうか？



幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、これまでと同様に利用可能です。
なお、利用料は変更となることがあります。